

下関市立大学における科学研究費助成事業の応募資格 に関する取扱要領

令和5年11月14日制定

改正 令和6年3月11日
令和7年3月31日

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市立大学（以下「本学」という。）における文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）に係る応募資格に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局長 下関市立大学の運営組織等に関する規程（平成19年規程第3号）第2条第2号に規定する部局長をいう。
- (2) 部局 前号に規定する部局長を置く組織をいう。
- (3) 専任教員 本学の教授、准教授、講師、助教、助手、特命教授、特命准教授、特命講師、特命助教及び特命助手をいう。
- (4) 客員教授等 下関市立大学客員教授等称号付与規程（令和4年規程第19号）第5条の規定に基づき、学長が客員教授又は客員准教授の称号を付与した者をいう。
- (5) 特別研究員 独立行政法人日本学術振興会において特別研究員として採用され、本学を研究従事機関として同振興会に届け出た者をいう。

(応募資格要件)

第3条 科研費の応募をしようとする者（研究代表者又は研究分担者）は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 本学の研究活動を行うことを職務に含むものとして本学に所属する者（本学の専任教員又は本学と雇用関係のない客員教授等の称号を付与された者若しくは特別研究員をいう。）であること。
- (2) 本学の研究活動に実際に従事していること。
- (3) 科研費が交付された場合に、その研究活動を本学の活動として行うこと。
- (4) 科研費が交付された場合に、当該科研費を本学で機関管理を行うこと。また、研究経費の執行管理を研究者本人においても適切に行うこと。
- (5) 本学と雇用関係にない者であっても、科研費を使用して研究活動を行う場合には、本学の定める規則等を遵守すること。
- (6) 当該研究活動の期間中、傷害保険等、必要な保険に加入すること。

(7) 本学の学生（学部生、研究科生及び専攻科生）ではないこと。ただし、本学において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者で、学生の身分を有する場合は除く。

（応募資格等）

第4条 本学では、次に掲げる者で前条の要件をすべて満たす者に、応募資格を認めるものとする。

- (1) 学長、副学長
- (2) 専任教員
- (3) 客員教授等
- (4) 特別研究員
- (5) その他学長が認める者

2 前項第3号から第5号までに該当する者は、科研費応募資格確認申請書（別記様式）により部局長の承認を得た上で学長に提出し、前条各号の要件をすべて満たしていることの確認を受けなければならない。ただし、所属する部局のない者は、副学長の承認を得た上で学長に提出するものとする。

3 第1項第3号から第5号までに該当する者の応募資格が認められる期間は、原則として前項に規定する申請書確認時の本学への所属期間とする。ただし、所属期間が延長された場合において、所属部局に変更がなく、かつ、引き続き前条の応募資格要件を満たしているときは、その延長された期間中、引き続き応募資格を認めるものとする。

（異動後の取扱い）

第5条 前条第2項の規定により応募資格の確認を受けた後に部局を異にして異動した場合における応募資格については、同規定に基づき改めて学長の確認を受けるものとする。

（事務）

第6条 科研費の応募資格に関する事務は、総務部研究・地域連携課が行う。

附 則

この要領は、令和5年11月14日から施行する。

附 則（令和6年3月11日改正）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日改正）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先） 下関市立大学長

申請者

所属

職名

氏名

科研費応募資格確認申請書

下記の各事項について確認及び了解し、部局長（又は副学長）の承認を得た上で科研費の応募を希望しますので、応募資格を確認下さるようお願いします。

- （1） 本学の研究活動を行うことを職務に含むものとして本学に所属する者（本学の専任教員又は本学と雇用関係のない客員教授等の称号を付与された者若しくは特別研究員をいう。）であること。
- （2） 本学の研究活動に実際に従事していること。
- （3） 科研費が交付された場合に、その研究活動を本学の活動として行うこと。
- （4） 科研費が交付された場合に、当該科研費を本学で機関管理を行うこと。また、研究経費の執行管理を研究者本人においても適切に行うこと。
- （5） 本学と雇用関係にない者であっても、科研費を使用して研究活動を行う場合には、本学の定める規則等を遵守すること。
- （6） 当該研究活動の期間中、傷害保険等、必要な保険に加入すること。
- （7） 本学の学生（学部生、研究科生及び専攻科生）ではないこと。ただし、本学において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者で、学生の身分を有する場合は除く。

上記申請者は、上記のすべての要件及び確認事項を満たしているため、応募資格を有することを承認します。

部局長（又は副学長） の承認	年 月 日	部局名 氏 名
-------------------	-------	------------